

第六回参議院文部委員會會議錄第四号

昭和二十四年十一月十八日(金曜日)
午後一時十七分開会

本日の會議に付した事件

○派遣議員の報告

○私立学校法案(内閣送付)

○教育委員會法案の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(田中耕太郎君) それでは本日の委員會を開会いたします。お諮り申し上げます。速記の都合もございまして、議事日程の第三になつておりますところの派遣議員の報告を問題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、過般閉会中に中国地方並びに北海道方面、二班に分れて各委員が御出向になりました。その御報告をお願いいたします。

先ず中国地方にお出向になりました班の代表の方に御報告を願います。
○松野喜内君 私は中国地区の教育を視察いたしました三名の代表として御報告申し上げます。

去る六月七日より十五日まで、山口、広島、岡山県下を視察いたしました。一行は堀越、高良、松野、三委員でありました。今その大体を御報告申し上げますが、これが補足は堀越委員にお願いいたします。

第一は、山口県ですが、全般的の問題といたしましては、御承知の通り山

口県は日韓支文化の交流のみでなく、我が国欧米文明の輸入の嚆矢と言われている、いわゆる大内文化の華が咲いた所であり、聖師ザビエルの社会教化意識というものは、著しい感化であると考えます。本県は伝統的に英才教育を建前としておりますようなところから、これが受験の主要科目が数学、国語、英語といった方面の教師の選択にこれ努めたのでありまして、一面には実業教育や大衆教育などは、比較的不振であつたように言われております。本県は維新の動皇思想の高かつた反面には、又左翼極端の思想もあつたりいたしまして、中共とも朝鮮とも接近しておる關係上、今後の動きには相当重大な関心を持たねばならんと考えます。分けても山口県で重大なる教育上の問題は鮮人教育のことであると目下朝鮮人は全県下に四万五千人を数えております。朝鮮連盟、左翼といった北鮮からの密行者等が大部分であると言われております。現在では、これらに対する教育は教育委員會の手から離れて、県の総務部文化課の所管になつておりますが、鮮人学校は三十数校であり、教科目などにつきましては問題が多くあつて、中には日本人小学校にも入学しておる者もあるといった次第であります。

本県の校長会の声として、教員待遇上の問題に及び、いわゆる能率給與を加味して欲しいというようなこと、又中学、高等学校の学校長が十一級止まりであるというようなことは不満であるとの声もありました。教育税の措置を法的に考えて見て貰いたいというような要望がありました。文部省が省令、政令などを出されるときには、必ず予算の裏付けをして頂きたい。机の上での立案、立法は容易でもありましようが、實際面に立つて我々第一線の者は困つてしまつてという訴えもありました。

次に、本県の教育委員會について申上げて見ます。委員會における諸君の要望の一つには、委員の選挙には候補者を選挙民に熟知せしめる手段をもつと講じて欲しい。候補者の履歴についても、もつと早く知らして貰いたいものであるということ、それから教育委員會の事務機構といたしまして、経費の不足が最大の難点であると言われております。予算とか、教育の運営といたしましては、国庫補助削減による影響が極めて大きいのであります。二百三十三校のうち百四十八校が建築に着手しましたが、現在は四十六校がその三分の二の完成、九十八校が三分の一の完成、八十八校が未着手そのまゝであるといったような状況であるのであります。このため教育委員會としては、中央に強い要望として、価格調整費からの賠償額の残り二十億を教育費に廻して頂けないものでしょうか。又安本資材の裏付けがない、呼び水もないことも含み願ひたいのであります。

尙教育の待遇上においては基本給を一律にして、物価によつては地域給を考へても頂きたい。全般的に見ても教育

委員會は、教育者でない方の委員が日教組出の委員の方にリードされつつあるという定評があるのであります。

次に、社会教育について……。社会教育法の第三章第十五條の「置くことができる」と、これはやや弱きに失してないかと思われまふ。従来の委員、指導者にはとく実行力が乏しかつたと考えております。新人、新しい人を見出すことが困難でありましたのが、良質の委員を出すべく努力して欲しい。社会教育の現状といたしましては、昨年頃から青年団の間に起ち上る機運が生れて参りました。地についた経済的の仕事でありたいと念願し、産業教育に力点を置いておるが、青年一人に必ず一つの研究をさせる建前で行つておりますので、中には麦の穂を一本の茎から二本出させることの成功者もありまふ。

公民館は、百七十市町村中届出は四十館であります。中にも秋と下關は立派なものが造られております。博物館には、科学博物館のような立派なものが出ております。図書館に至りましては、蔵書数が、一年購入数五千冊、本年度は二千冊、百二、三十万円かければ戦前の状態に復旧するものと見られております。利用する人は学生生徒が大部分であつて、一日三百人。これが消滅は現在日光浴程度であります。巡回文庫は二百ヶ所くらいで、一箱四五十冊入のものを六百箱を年に五六回廻しておる次第です。農家が多

いために、農繁期には休んでおります。一般に文化事業に対する関心は薄いのであります。希望事項といたしましては、専門事項の質問がしたいから、これに対して何か相談相手になるような機関が欲しい。又村落ごとに分館を設置して大衆の読書施設といたしたい。図書館法の生れることを急いで頂きたい。ボーイ・スカウト運動に至りましては、目下四十団体あります。この夏には更に増して七、八十にはなる見込であります。尚ガール・スカウトも着々建設中であります。

次に、視覚教育、視覚教育は極めて良好であります。視覚教育の連盟は三百団体からできております。月に一、二回は映画を配付しております。二十三年度には六十万円で六十券買求め、六券ずつのものを廻しました。本年五月にはO.I.W.の映画を地方事務所十ヶ所で三百会場に映写し、十二万人に観覽せしめましたとのことであります。島嶼にも自家発電装置を持つた所が相当行き渡つておるようであります。婦人指導者講習会では、映画によるレクリエーションをや、ディスカッションもいたしておるのであります。教養講座といたしましては、特に科学教養講座、婦人青年や模範会といったようなところでも映画を持込んで、動的に社会教育の各分野で視覚教育に力を入れておる次第でありますとのことであります。

文化財については、洞春寺の観音堂は四百万円の予算で目下修理中であり

ます。瑠璃光寺の塔婆、五重の塔の周囲には、柵が壊れておりますので、塔の安全保護上にはこれが修理を必要とされております。小修理は県の委託費制度といたして欲しい。

次に、教育実施状況について見ますと、新制中学校の設備の極めてよろしいと言われる代表として、白石中学校を見ました。又設備の極めて不十分で困つておるといふ代表方面として、西女子高等学校を参観いたしました。山間僻地の生徒数は一クラス三十名くらいの小学校からありますが、定員法のために一クラス一人の先生もいない学校があるので、定員定額法には欠陥があると言われております。学科担任制に伴いまして、学級数の少い中学校は教師の配置によつて生ずる困難と欠陥があります。教育宝くじを売出して、二回程設備費を集めました。が、これらは大学、高校に割当てたが、今後は小中学の方に振向ける考であるとのことでありました。国立学校については、殊に山口の大学のうち学芸学部といった方面の志望者の少いことは、我々委員としても考えねばならんと聞きました。学生の政治運動につきまして、防府新制中学とか、山口高校にストライキがあつた程度で、その他には格別の運動も起つていないとのことでありました。

第二に、広島県下を御報告申し上げます。広島県の教育委員会について申し上げますと、委員の諸君が要望として、委員の選挙は県下を一選挙区にするのは妥当であるかどうか、考へて頂きたいとのことでありました。立候補の意欲のない人を無理に立てる傾向もあるから、委員となるべき人の意思

の発表の機会を設け得るようにして頂きたいとのことでありました。委員会機構といたしまして、県会にも教育常任委員会があり、五十八名の県会議員中、十四名が教育の方の常任委員であります。且つ予算関係になりますと、こういった県会の方の教育常任委員にその政治力を握られておるといふ次第であります。結局県会の方に預けられておるといふ現状である。教育税の問題等も切実に考へて見ねばならぬと言われております。委員会から現在の機構は少し複雑過ぎると思うから、もう少し簡素な強力なものにして欲しいとの要望がありました。

予算関係につきましては、二十四年度の教育費は本年歳出の三七・七％、人件費の膨脹と歳入の不足に困つていまして、このこととありまして、教育税を目的税としてパーセンテージを決めるのもよいが、融通性のなくなる憂もあるかと思ひますが、この意見でございまして、教員の健康状況につきましても、要注意者が一・九％、休職百六十名、教員の保養所に收容している者が少なくないのであります。教員の免許法につきましても、観念的には整理されておりますが、実情は必ずしもそうではないのであります。もう少し簡素化して欲しい。教員組合からの要望を申し上げますと、どうも実情から見ると知事や委員会との交渉というものが行きづまつてゐるかに思ひ、今後は大衆の輿論としてもつと進めて貰いたいと要望されました。教育委員会との連絡におきまして、事務局が中央と直結して人事に至るまで関與し、教育委員会なものは浮き上つてゐるという現状で

あります。今後はよろしく教育長の権限を明白にし、教育委員会をして權威ある民主的方法で運営ができるようにして貰いたいものであります。尚、六三制定員定額法というものは枠の中の操作が限界に達してあり、これが危機の實體を示しております。PTAへはいろいろ資料を提供してあるが、余り活用されてないのを遺憾と思つておる。教員の議員兼職は若干の矛盾もあるが、尚これを存続して欲しいという要望もありました。その他免許法第五條はまず印象を與えろとか、教育宣言などは逆効果になりはしないかと思ひます。教員の健康状態は芳しくない、保養所の設備の劣悪のために、職員の数の方が患者の数よりも多いといった現状なのであるといったことでもあります。

国立学校について。広島大学は、御承知の通り自然的、地理的條件や、産業、人文、歴史的には好條件の下にあるので、典型的の総合大学と言へましよう。ここでは教員養成機関が特色になつております。教育学部は重要視されております。広島大学からの要望としては、経費が不足してゐること、二十三年度には学生一人当りの費用が千二百円であつた。又教育文化費に国が関心を持つような実をもつと強く示して貰いたい。研修所の問題ですが、これに出講する講師の旅費は実費だけで、何ら特別手当もありません。四十八時間勤務の一部とみなされてゐる現状である。これらも考へて頂きたい。学生の政治運動につきましても、表面には中央への義理立てでストライキをやつてゐるが、必ずしも学生生徒の總意ではないと思はれます。授業

を受けても、出席の点呼を受けても返事をしないというような現象もあるようであります。社会教育につきましては、浅野図書館あり、文部省から二十万円、市から百万円出して、昨年十月に移転したのであります。文化施設で国庫補助を伴うものは優先的に県の予算が通るから、幾らでもいから裏付けが願ひたいのであります。視覚教育の連合会は、三百万円の予算、市及び地方出張所を持つております。市及び地方出張所を通じて巡迴の映写をしてあります。映写機二十八台であるとか、技術者六百名、フィルム四〇五からの四十本、日本物三十数本とかがあるというように聞いております。

文化財といたしましては、不動院、広島城跡、縮景園泉庭、巖島神社等ありますが、これらについて水害その他補修を要することになつております。特に科学教育を奨励しなければならぬから、御報告申し上げて置きたいのは、広島原爆影響研究所であります。宇品の凱旋館を改造して造つたものであります。原爆被害者の調査研究、五年、十年の短期でなく、数世紀にも及ぶ長期の研究をする計画と聞きました。本部はワシントンにありまして、予算は判然としませんが、人件費の一部だけで七百万円とのことである。この研究所の持つ意義は、原爆影響の研究であります。進んだアメリカの最新医学の施設が極めて科学的にできてゐまして、内地留學的に見学、活用したならば、敗戦後の乏しい我が科学教育の施設に如何ばかりか効果をもたらしものと見て來た次第であります。ここには広島を中心として、

長崎、呉にも研究所が沢山あります。ここには医学方面の図書もその他の図書も多数ありますし、統計その他にも見ると見るべきものがあります。尚長崎とも連絡をとつてあります。尚広島には連合軍が設置された図書館があります。米国人を館長といたしまして、米国から提供された図書を市民に閲覧せしめつゝあり、図書館の運営方法にはよき参考であり、且つ模範とすべきであると思つて來ました次第であります。

第三に、岡山県のことを少し申し上げます。先ず教育委員会からの要望その他について御報告申し上げます。教育委員会の選挙は、六十人以上の推薦、連署とありますけれども、それには六十人以上、何千人でもよいということになり、弊害があると思ふがどうですかということがあります。全県区制は広く人物の如何を知り難いから、もつと候補者についても周知せしめる方法をとつて欲しい。現在の教育委員の色分けは、実業家一、教員三、PTA二、博士一という現状であります。機構といたしまして、教育委員会法第三十五條による月一回の会合は事実上少ないと思ひますが、本県の実情は頻繁にいたしてあります。連合会での空気が、教育委員と教育事務局との間は極めて円満に行われておるとは、中国第一だと評されております。月一回各課員とも意見疏通を図つておる次第であります。事務機構は七課を五課として、簡素、強化的にいたしてあります。指導主事現在六人、増員の必要があります。教員二百人に對し一人の割合で、どうしても五十人にして頂きたい。現在講習を受けた者は十人ぐら

いあります。予算といたしまして、県費に対する教育費の率というものは、二十二年度は三〇・二％、二十三年度は二九・六％、二十四年度は二八・九％、これがフルの場合は全体平均して三〇％ぐらいと見ております。教育の無資格者は、小学校に四四％余、中学校に二一％、高等学校に二五％余で、新免許法が実施されたらややよろうと思つております。教員の健康状態について、休職者が一万二千人中百四十一名あります。このうち、これに対する保養所のベッドは十しかないから、結局十名入所しておるだけであります。教育費とPTAについては、PTAから教育へ研究費として出しておる分が多く、会費の半分というものは施設とか、図書等に使つておる次第です。建築費の三分の一は父兄から平等に繰出し、すでに終つております。

教育委員会からの要望としては、朝鮮人学校の教育費を何かの名義で捻出して欲しいという要望があります。又無資格教員の再教育を願いたい。教育に関する法律案は、是非早めに内示して貰いたい。国家の委任事務で、経費の出どころのないものがあつて誠に困つております。例えば指導課の講習或いは宗教事務も、仕事は残つてゐるが、人も予算もちつともないといった次第です。免許法につきましても、教職員の地位は確保せられましたが、待遇と資格の均衡が取れない以上、果して人材が集まるかどうかを憂うる次第です。適性検査の結果は、師範生の中にも適性でない者も出ておる次第です。免許状の発行は現在の人員では不可能であります。

さて、大学についてありますが、

岡山県の大学は、いわゆる吉備文化の発祥地であり、池田光政の施策よろしきを得て、私塾の数は日本第一である。寺小屋は長野、山口に次いでおる次第である。教育の普及徹底しておることは、岡山県は天下第一なりという評もある次第なのである。文化水準も高い。而してこの岡山県の岡山大学は敷地二十万坪に近く、運動場その他を加えて四百万坪を超える大規模のもので、恐らく北海道大学に次いで、この大学の規模が一番大規模であろうと言われております。而も旧軍施設の建物を全部利用し、又それを改造して教室とし、周囲には教員諸君の住宅、落付いて研究できるような設備も段々できつつあるような次第である。今後の大学教育についても、かくのごとき施設を要望して止まないものであります。

教員組合等についても申上げたが、時間もありませんから、略して置くことにいたしました。社会教育等につきましても、社会教育指針という参考資料が出ておる次第であります。それらについて御覧願いたいと思ひます。又公民館は百二十館できております。文化財につきましても、県民が一体関心が薄いという感じを持つております。法的の措置を必要視されたのでございます。国宝岡山城を見学などに、人が住んでおるといつた次第である。以上大体御報告申しましたが、これが修正なり、補足は御越委員会にお願いいたします。

○委員長(田中耕太郎君) 速記を止め
○委員長(田中耕太郎君) 速記を止め
(速記中止)
○委員長(田中耕太郎君) 速記を始め
て。それでは御異議ありませんければ、議事の都合がございしますので、派遣議員の御報告は少しあとに延ばしまして、私立学校法案につきましても、文部大臣の提案理由の説明を先にいたしたいと思ひます。

ば、議事の都合がございしますので、派遣議員の御報告は少しあとに延ばしまして、私立学校法案につきましても、文部大臣の提案理由の説明を先にいたしたいと思ひます。

○委員長(田中耕太郎君) それでは文部大臣が見えましてから、私立学校法案の提案理由の説明を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 只今上程になりました私立学校法案につきましても、大要説明申し上げます。

私立学校は、その数におきまして新制高等学校以上の学校の半数以上を占めてゐるのみならず、その特有な学風及び伝統を以て、我が国の学校教育に貢献をしたことは、誠に大なるものであるものであります。

この点に鑑みますとき、私立学校の教育を振興するということは、我が国の教育全般の振興を図る上からも勿論にすることのできない重要問題でありまして、只今私立学校法案を上程致しました理由も、一人にここにあるのであります。

以上の趣旨によりまして、私立学校に関する教育行政について、私立学校の特性を尊重した特別な立法の必要なことは、つとに認められていたところであり、又特に、昨年の教育委員会法の施行以来、私立高等学校以下の教育行政について、緊急に、特別の措置を講ずる必要のあることも広く認められていたところであります。

ります。このことにつきましては、教育刷新審議会の建議もあり学校教育法におきましても私立学校を設置する法人について、別に法律が制定されることを予想してゐるのであります。

ここに、政府と致しましては、私立学校法案に関する教育刷新審議会の建議の線に沿ひ、又私立学校代表者との一年有余にわたる研究の結果、成案を得て、取急ぎ本臨時国会に上程した次第であります。

さて、本法案の目的といたしますところは、その第一條に明らかにされておりますように、先ず、私立学校の自主性を高めるといふことであります。併しながら、私立学校も学校教育法に定める学校として、教育基本法のいわゆる「公の性質」を有するものでありまして、設置者がほしのままに経営すべきものではないのであります。このため私立学校については、その自主性を尊重するとともに、あわせてその公共性を高めることが必要とされるのであります。

この目的を達成するため本法案におきましては、先ず私立学校の自主性を重んずるといふ点から、私立学校に対する監督事項を整理するとともに、所轄庁がこの監督事項を処理する場合にも、主として私立学校の代表者から構成されます私立学校審議会又は私立大学審議会に諮問することと致しました。尙、私立学校審議会及び私立大学審議会の委員のうち、私立学校側から任命される者につきましては、その候補者を、私立学校によつて自主的に結成された団体が推薦する方法をとることといたしまして、自主性尊重の目的を更に徹底させたのであります。

他方、私立学校の公共性を高めるといふ趣旨は、主として学校法人に関する規定のうちに盛り込まれております。即ち、私立学校を設置する法人を学校法人という特別法人といたしまして、民法による財団法人よりも更に教育的に運営できるようにし、又学校法人の財的基礎を強固にする一助といたしまして、教育上支障のない限り、収益事業を行うことを認める等の特別な規定を設けたのであります。

更に、私立学校に対して、国又は地方公共団体が補助、貸付等の助成を行ひ得ることを明にいたしました。これは、多くの私立学校が戦災による被害に加えて最近の経済的困難によつて深刻に苦しんでゐるという当面の理由から特に必要であるのみならず、わが国の学校教育の振興という点からも、私立学校の助成が極めて必要と考えられるからであります。これについては、従来憲法第八十九條の解釈をめぐつて疑問があつたのでありますが、本法案におきましては、私立学校は諸種の点において「公の支配」に属する教育の事業であるという見解のもとに、助成に関する若干の必要規定を新たに設けて、学校法人に対して、国又は地方公共団体が補助、貸付等の助成を行ひ得ることを明らかにしたのであります。本法案提出の理由及びその大綱は、以上に述べたところでありますが、何とぞ慎重御審議の上、速やかに議決下さるようお願いいたします。

○委員長(田中耕太郎君) 本件につきましては尙、細目の説明があるわけでございますが、速記の都合もございしますので、教育委員会法の一部を改正す

る法律案につきまして、これはすでに予備審査として付託になつております。同じく國務大臣の提案理由の御説明を願いたいと思ひます。

○國務大臣(高瀬正太郎君) 昨年七月十五日公布施行されました教育委員会法の一部を改正する法律案をこの度国会に提出いたしましたのにつきまして、その提案の理由と改正要点を御説明いたします。

第一は市町村に設けられる教育委員会の設置の時期についてであります。この点につきましては、去る第五国会におきまして中央・地方の財政状態その他の事情に鑑みまして、その設置を昭和二十五年又は昭和二十七年とするよう法律改正が行われたのであります。この度市町村の地域に設けられる教育委員会はすべて昭和二十五年に、市に設けられるものは昭和二十五年又は昭和二十七年に設置することとしたのであります。

その理由は、町村の地域に設けられるべき教育委員会につきましては、その地域的な規模や委員会の組織、権限等につきまして、尙調査研究を要する問題が非常に多くあります関係上、これらについて十分検討するため、二十七年までその設置を延期することとし、二十五年には市にのみ教育委員会を設置し得るよう措置いたしましたことに基くのであります。

第二は委員の選挙に関する規定の改正であります。これにつきましては、教育委員会の委員の選挙をも含める選挙制度全般の改正も考慮されているのであります。今般は取敢ず二十五年の選挙を控えて、昨年の経験に鑑み最小限度の改正を行うことにいたしました。即ち委員候補者の連署推薦人を

六十人以上百人以下とその人数に制限を加えたこと、及び選挙運動については都道府県及び五大市にありましては都道府県知事の、その他の市及び町村にあつては市町村の議会の議員の選挙運動に関する規定をそれぞれ準用し、い

第五は、教育委員会と教育長との関係についてであります。現行法上両者の関係につきましては明確を欠く点もあり、實際運営上にもややともすれば円滑を失う憾みもありましたので、教育委員会の専門的助言者であり且つその事務執行の衝に當る教育長の職務の特殊性を明らかにし、両者の本来の機能を明確にいたしました次第であります。

以上改正の主要点につきましてその内容及び理由を概略御説明いたしました。今般の改正は條文の一部改正を行つたものの十六ヶ條、追加又は新たに設けられたものの十一ヶ條、削除ないし全文改正をいたしましたもの十一ヶ條合計三十八ヶ條に亘つております。何とぞ慎重御審議の上御決議下さるようお願いいたします。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ございません。本件につきましても細目の説明並びに質疑は後程に延期いたしまして、先程開始してまいりましたところの派遣議員の報告を引續いていたしたいと思います。如何でございますか。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。速記を止めて……

〔速記中止〕

○委員(田中耕太郎君) 速記を始めさせていただきます。それは先程の中国地方の報告を終えまして、次に、北海道地方の代表の御報告を願ひます。

○若木勝蔵君 私は北海道地区の視察の状況を報告いたします。私達三人、

して、学校給食、文化財保存(史跡天然記念物等)及び教育に関する法人につきましても事務を明らかにすることなどでありました。

第五は、教育委員会と教育長との関係についてであります。現行法上両者の関係につきましては明確を欠く点もあり、實際運営上にもややともすれば円滑を失う憾みもありましたので、教育委員会の専門的助言者であり且つその事務執行の衝に當る教育長の職務の特殊性を明らかにし、両者の本来の機能を明確にいたしました次第であります。

以上改正の主要点につきましてその内容及び理由を概略御説明いたしました。今般の改正は條文の一部改正を行つたものの十六ヶ條、追加又は新たに設けられたものの十一ヶ條、削除ないし全文改正をいたしましたもの十一ヶ條合計三十八ヶ條に亘つております。何とぞ慎重御審議の上御決議下さるようお願いいたします。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ございません。本件につきましても細目の説明並びに質疑は後程に延期いたしまして、先程開始してまいりましたところの派遣議員の報告を引續いていたしたいと思います。如何でございますか。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。速記を止めて……

〔速記中止〕

○委員(田中耕太郎君) 速記を始めさせていただきます。それは先程の中国地方の報告を終えまして、次に、北海道地方の代表の御報告を願ひます。

○若木勝蔵君 私は北海道地区の視察の状況を報告いたします。私達三人、

即ち岩間委員、河野委員、私、この三人は六月の二十四日から七月九日まで、十六日間に亘つて北海道地区を視察したのであります。その大要を私から申述べたいと思ふのでありますが、不備な点は河野君から補足御説明を願ひたいと思ひます。大体日程に従ひまして、最初に二、三を簡潔に述べ、それから主要な問題二、三を簡潔に述べます。

それでは大体北海道の特殊性に従ひまして、その外貌を申し上げて見たいと思ひます。北海道は御承知の通り誠に広い土地であります。広袤正に八万九千平方キロメートル、東北六県、新潟を併せただけの広さがあるのであります。そのために、私達は十六日間の長きに亘つて視察をしたのであります。けれども、その全地域に亘つては到底視察し得なかつたのであります。道南、東北北海道、そういうふうな域に止まつてしまつた次第であります。この間の如何に広いかというようなことにつきましては、誠にその消息を直截に現わしておるものは、二月の東北地方の視察に關連いたしました、岩間委員の所感といたしましては、いわゆる北海道の特殊事情は、東北地方が顕微鏡的に拡大されておるといふ、そういう観察であります。又河野委員の、いわゆる北海道の中に北海道がある、こういう感想であるかと思ふのであります。最初帯廣市の視察を終えて十勝支庁に入りまして、殆んど道なき道をトラックで、奥地、下音更村の單級学校を視察したのであります。ここでは生徒達にいろいろ希望を聞いて見たところ、一様に長靴が欲しい、或いは

雨具が欲しい、こういうことであつたのであります。又校長さんのお話を聞くと、普通では教員を得ることができないので、止むを得ず養女を迎えて、これを補助教員にしておる、こういうふうな事情であつたのであります。我々はここで非常に悲しくも、又珍らしいところの事實を見たのであります。それは單級中学校というふうなものなのであります。異様な感じを持つて見ました。こういうふうな單級複式小学校或いは單級複式中学校というふうな数は、どれだけ北海道にあるかというふうなことを考えて見ますと、丁度單級複式小学校は、全道学校数の六七%を占めております。それから小、中学校を併せましても全道の五六%を占めておる。そして日本全国に比較しますと、北海道はこういう割合になつておるかといふと、全国の約八五%が北海道で占めておる、こういうふうな恰好になつておる。尙、小、中学校併せても全国の六五%を占めておる、こういう事情であります。

我々はそこを終えまして根室に着いたのであります。併し駅に着くといふと、寒くてどうにもなりません。いきなり駅の中に焚いてあるところのストーブにかじりついた、これが七月の一日の状態であります。更に学校視察に行きまして、全部我々にストーブを焚いて迎えて呉れたという実情になつております。こういう根室や釧路の原野におきましては、この單級小学校の事情というものは、一層いわゆる北海道の中にも北海道があるように拡大されて来るわけでありまして、ここに來て見ますといふと、定員定額制或いは建築予

雨具が欲しい、こういうことであつたのであります。又校長さんのお話を聞くと、普通では教員を得ることができないので、止むを得ず養女を迎えて、これを補助教員にしておる、こういうふうな事情であつたのであります。我々はここで非常に悲しくも、又珍らしいところの事實を見たのであります。それは單級中学校というふうなものなのであります。異様な感じを持つて見ました。こういうふうな單級複式小学校或いは單級複式中学校というふうな数は、どれだけ北海道にあるかというふうなことを考えて見ますと、丁度單級複式小学校は、全道学校数の六七%を占めております。それから小、中学校を併せましても全道の五六%を占めておる。そして日本全国に比較しますと、北海道はこういう割合になつておるかといふと、全国の約八五%が北海道で占めておる、こういうふうな恰好になつておる。尙、小、中学校併せても全国の六五%を占めておる、こういう事情であります。

算という、こういうふうな方面が如何に画一的であつて、事情に即さないかということが、我々は看取することができたのであります。その詳細については、後程述べることになつたと思ふのであります。

根室を終えまして、更に我々は根釧原野の……根釧原野というのは、根釧釧路の原野であります。その中心であるところの中標津という村に入りまして、そこから又トラックで奥地に入りました。そこは開陽、俣落或いは富幌、こういうような開拓地があるのであります。ここは教育の状況を視察しました。ここは全く文化から置かれてしまつて、気の毒な気がいたしました。この辺の第一の要望は、石油を興えろということでありまして、年に二斗くらい要するところの石油が僅か三升くらいしか渡つておらん。それで我々の生活は全く鶏の生活であるといふのが、あの辺の人の感想であつたのであります。一方又、この生徒達は、学習するところの参考書が手に入らん、新聞は三日くらい遅れなければ来ない。全く文化から置かれておる。従いまして青年は、この土地に土着するといふことが、なかなか氣持が出て来ない。直ぐ他に転出してしまふという状態であつたのであります。こういうふうな感想を我々は聞きまして。

ここを終えまして上川支庁管内に入つたのであります。ここは又二里、三里の山道を提灯を持つて、犬を連れて峠を越して通学する、こういう児童がある。更に冬に備えるために、夏素足のままで通学して、そうして靴を大事にしなければならぬという、誠に涙ぐましい情景がここで見られる。ここは特に地形的に特殊な事情がありまして、丁度地脈が手の指のように混つておるのであります。溪谷のために、その間の連絡が取れない。従いまして、ここでは学校の設置といふふうなことが、極めて部落的小さな学校を建てなければならぬという事情にあるのであります。こういうところにも、いわゆる建築予算なり、定員定額といふふうなもの、不合理性が発見されるのであります。

以上大体そういうふうな特殊事情に従いまして、主要な問題の二、三を御報告申し上げて見たいと思ふのであります。北海道は広いので沢山あるのであります。まず第一、北海道の教育行政事情、こういうことについて申し上げて見たいと思ふのであります。教育委員会、民が三人、議事から一人といふふうな委員が出まして構成されておるのであります。よく問題にされるところの教育委員会と教育長との関係につきましては、これは北海道においては問題がなく、極めて順調に進んでおるようであります。ただです、この教育行政全般から見まして、教育委員会の事務局と市町村との連絡が緊密を欠いておる。これは北海道ばかりでなしに、ここに制度の欠陥があるのじやなからうか、こういうことが考えられるのであります。つまり地方事務局までは陣容なり、そういうものが整備されておりますけれども、それから先の町村といふふうなところに行きますと、僅かに

一人くらいは教育係がおつて、それを緊いで行くという形になりますから、そこに非常に、つまり地方委員会がでない場合においては、行政上の連絡が緊密を欠いておる、こういう形になるのであります。

それからもう一つは、都道府県の委員会と、それから市町村との教育事務の中において一つの繋がりが欠けておる点は、市町村教育事務は二本建になつておるということになるのであつて、一方においては都道府県委員会の方面との系統があつて、それから在来持つておつたところの市町村長の権限、そういうふうな方面の二本建に置かれておる。そういうところから非常にこの事務は円滑に行かない關係が考えられるのです。これはどの府県でも同じではないかということが考えられるのであります。この問題につきまして将来、今地方委員会ができたとしても、その地方委員会と都道府県委員会との間に、十分この條文に示されておるところの連絡協議会という方面から考えられなければ、将来においてやはりこの間に行政事務の緊密が欠かれてしまふのではなからうか、この点について、今後の研究が大事ではないかといふことを考えておるものであります。

次に、定員定額制の問題であります。先程北海道のこの特殊事情でも申述べました通り、北海道は地域が非常に広大な割に、人口の密度があらいであります。交通も不便だし、冬季が長くても寒気が厳しい。而も本日があたり猛吹雪になつておるというやうなことが言われておるのであります。積雪が非常に多い。そういうふうな條

件を持つておると同時に、又拓殖の途上にあるのであります。従いまして新設されるころの学校は極めて小さいものが多くいふことであります。以上の關係で通学が非常に不便であるから、勢い單級複式学校が多く、全道学校数の六七%を占めるといふことになるのです。それらの学校につきましては、學級の整理統合といふことは、先程も上川支庁管内で申述べた通りでないものであります。不可能なのです。地域的に従つて一學級の生徒数は極めて少数である。一例を挙げて見ますといふと、根室、釧路管内では二十人以上で一學級を編制するところが、これが十二もあるものであります。釧路管内だけでも相当な数に上つておるのであります。これを釧路管内の例で申上げて見ますと、小学校で五十人未満の學級が三百八十三ある。それから五十人を超えておるところのものが七十四あります。合計四百五十七あります。これをいわゆる文部省の理論學級といふふうなものに直しますといふと、四百五十七が三百八十八、正に六十九減少するといふことになる。これは小学校、それから中学校では五十人未満の學級数といふものは、百七十八學級ある。五十人以上のものは二十四、合計二百二になつております。これを理論學級の割に直しますといふと、三十九減つてしまふ。ここに非常にこの定員定額制の不合理が考えられるのであります。そこでこれを北海道全体の問題といたしまして、統計的に挙げて見ますといふと、大体こんなことです。小学校では十人以下の學級数が七つあるのです。それから十一人から二十人の學級が四十三學級ある。二十一人から三十人ま

でが三百六十五、三十一人から四十人までが千五百八十一、四十一人から五十人までが三千五百六十一、五十人以上は七千七百二十二といふやうな数字になるのであります。その比率は二十一人以下が七・四二%になる。それから三十一人以上のものは二・四六%になる。四十一人以上は二・八〇%、五十人以上は五・六二%、中学校では三十人未満のものは二・二三%になる。それから三十一人から四十人までのものは二・一八%、四十一人から五十人までのものが四・〇三%、五十人以上は三・〇%、ですから五十人に満たないものは、七〇%を中学校において占めておる。こういうふうな事情になつておるのであります。そこでいよいよ五十人を一學級とするところの理論學級といふものは、極めて北海道の實際に合つておらない。こういうことが証明されるのであります。そこで昭和二十四年度の四月現在で調べたのであります。定員の方においては國庫負担法の基準即ち小学校一・三五に對しまして、北海道は一・一一になる。それを實際に合せて行きますと、實際に合せるというものは、單級小学校当りに校長さんの外に一名置くといふこと、そういうことを進めて行きますと、正に一・〇五になる。中学校は一・七に對しまして一・五二になる。實際に合せて一・三六といふやうに低下して来るのであります。こういうことが、一方地方において小さな學級を以て一つの學校を構成しなければならぬ半面におきまして、都市では教員配置が非常にその影響を受けて、一學級は七十人以上になるといふやうな、正に教育が停止される方向に進め

られておると、こういう状態にあるのであります。

次に、六三建築の状況について御報告申上げたいと思いますが、新制中学校の建築費が当初予算に計上されなかつたという点に對する北海道の関心というものは極めて深刻なものがあつて、これは氣候の關係から内地と違ひまして、青空教室とか、粗雑な仮教室だけで以て学習ができないということなのです。あらゆる懇談会では、この問題についての質問、陳情が行われました。河野君もここにお出でですから、事情をよく御承知のことであらうと思ふのです。殊にいわけゆる町村長、理事者の方面では、深刻な悩みを持つた話が出ておるのであります。現在北海道で建築するに必要なところの量は二部授業、仮授業に改修を要するだけで二千二十六教室になるのであります。ところがこれがために誠に悲惨な学習が行われておるのであります。先程述べたように提燈を持つて、犬を連れて四里の遠きを通学する、こういうふうなことや、或いは當帳といふところの開拓地の学校を視察したときであります。丁度視察した日の午後、中学生の二部教授が行われておつたのであります。それらの子供はあの山坂、人のいないところを六時頃でなければ家に帰れない。こういうような実情にあるのであります。誠にこれは我々もその実情を見まして、無量の感に打たれたのであります。北海道は先程述べた地域が広いとか、通学距離が大きいとかいうようなこと、或いは入植者の開拓の途上にある、或いは引揚者が多い、こういう特殊事情の外に寒冷、積雪のために、實際校舎を建てる

上において非常に内地と違つた事情がある。つまり文部省で定めておるところの一人について〇・七坪というふうな基準が北海道には当てはまらない。これは内地だけの話であります。このは、北海道の学校の建築において、廊下の巾を広くしななければならぬ。これは積雪とか、寒冷、雨具の置場というふうなものを考えるので、それから渡り廊下は本建築に直さなければならぬ。内地は屋根も横もありません。全部北海道はそういう建築にしなければならぬ。その外に燃料を入れるところの小屋を特に建てなければならぬ。こういうふうな條件から、北海道は内地に比べまして二〇％を一人の基準に多く見なければならぬ。即ち〇・八四坪と見なければならぬ。いろいろな実情になるのであります。そういうところから見まして、従来のこの国庫補助の配分は極めて北海道にとつては不適切である、こういうふうなことが考えられるのであります。そういうことから非常に建築状況が今北海道は遅れておることになるのであります。そのためにどういふ事実が行われておるか。旭川市の学校を視察したとき、一学級に百四十二人收容されておるのであります。それが一学級であります。全く教育というふうなものを超えておる。今度はそれと對蹠的なものは、函館市におきましては、これは学校の学級の五六％というものは小中学校を併せて二部教授をやつておるといふような実情にあるのであります。そういうことがまあ事実として発生しておるのであります。

次に、この行政のセクショナリズムから、如何に教育が阻害されておる

かというふうなことが考えられるのであります。これは先程申上げた通り開拓地に行つて見ますと、一つの状況を見ることができ、これは開拓行政の方面から見ますと、その入植者が五十戸なり或いは百戸に満たなければ、学校を建てたり、道路を造つたりしないという方針で進んでおる。ところが入植者は先ず入つて見まして、学校が建たなければ子供の教育ができないと、こういうふうなことを先ず深刻に考える。これは親として私は当然だと思ふのであります。そういうことのために、学校が建たないなら、このため、そこから転出してしまふ。そういう実情が考えられる。そこでこの問題にはやはり農林行政とか、拓殖行政とか、或いは教育行政、そういうふうな面、お互いがここに関連を持つて進めなければ解決が付かない問題であると思ふのであります。そういうところから非常にこの行政のセクショナリズムといふことが考えられて来たのであります。次に、もう一つの例は、旭川の引揚者の学校である春光という小学校を訪れたのであります。このときに、これは旭川市でもつて元の第七師団の兵舎を借りて、この引揚者の児童を收容する学校に當てていたのであります。ところがここは管財の方がやましまして、学校長が教育の上からちよつと物を除けたり、或いは柱のよう

なものを抜いたりするといふと、お叱りを受けなければならぬ。これは私は實際……、私が行つたときに、ここだと言つて場所を示しておりましたのは、何か兵舎當時の物干場の柱のようなもので、これをいじつたために、いたく叱られたという形になつておるの

であります。そういうふうなことのために教育が阻害されておる。もう少し日本の行政府といふものは、お互いにそういう点を連絡を取つて進めて行かなければならぬのじゃないか。こういうふうな感じを持つて参つたのであります。

次は、社会教育について。我々は社会教育法が制定されたので、それが一體如何なる影響があるか、どういふ実情にあるかといふことに対して、特に目を向けて視察したのであります。これはこの北海道におきましては、道教育委員会事務局では、相当社会教育といふものに対して従来から力を入れて来たのであります。いろ／＼なパンフレットなどが出まして、貴重な資料などを整えておられます。この点については非常に私は敬服したのであります。併し従来の社会教育といふふうなものは、如何に社会教育を指導するかという立場を採つておつたのであります。それがいわゆる社会教育法ができました。指導といふよりも、一般国民が自分らのこの生活に即したところの文化的教育を高めようとする環境を醸成するところに根本があるのだといふふうになつたものであります。それから、その間に、具体的にどのように行くのが社会教育法の精神に適用かといふことに対して、相当の悩みを持つておつたのであります。殊にこの公民館の運営であるとか、社会教育団体の關係方面では、如何にしたならば従来の指導体系といふふうなものが、この精神に適うかといふことについて技術的な方面などについても相当研究しておつたのであります。一方それは公民館経営という方面の實際が

どうなつておるかといふことを見るために、帯広市において我々は公民館を視察したのであります。これはこの間も表彰されたようでありましたが、相当の間から一生懸命になつて、この公民館を中心にして、社会教育が熱心に行われておるわけでありまして、行つて見まして整備されておる点がありました。そこで懇談会を開いたのであります。そこで席上先ずそれらの社会教育委員なり或いは公民館の当事者の言ふことは、我々は従来から自由な気持で以て社会教育の方面をやつて来たけれど、何だか一つの枠に入られて、統一規制されたような気がして、甚だどうもそういう点がござらないと思ふところがあると、むしろ不満の意を表する点が多かつたのであります。これは御承知の通り、社会教育法が上程された場合に、我々は最も関心を寄せて、遂にこれに相当な修正をしたのであります。それけれども、その結果相当進歩的なのにはなつたけれども、まだまだそういう点において十全でないといふふうな点について事実上、皆さんも御承知の通りであります。この点については将来も相当研究を要するところであらうか、こういうふうに考えるのであります。

大体主要な点をその辺に止めまして、あと結論として申上げて終りたいと思ふのでございますが、以上この北海道におけるところの定員定額の事情とか、或いは六三制とか、そういうふうな方面から見まして、如何にこの教育行政が、予算の不足をめぐつて、いろいろ教育の阻害されておるところの点があるといふようなことが考えられ

るのであります。これが北海道におきましては、單に定員定額とか、六三建築費に止まらないのであります。引揚者の児童は相當の數に上つておるのであります。これに対する文部予算といふふうなものは、東北、北海道を併せて確当初予算は、文部省の要求は七千万円であつたと思ふのであります。それが四分の一の一千七百万円に減らされておる。ところが北海道においては、引揚者の子供のために今年度大体八十三學級を要するのであります。殊に札幌の近郊の月寒小学校といふところがあります。そこなどは在來そこに居住しておつたところの子供の數よりも、遙かに引揚げて來たところの子供の數が多いのであります。そのためにもうあらゆる、裁縫室とか、特別教室を潰して、そうして漸くこの教育を繋いでおるといふ実情にある。又函館市におきましては、正に二十學級の一つの學校を建てなければならぬ。そういう実情に迫られておるに拘わらず、予算がそういうふうなことになつておるのであります。その他この旅費が不足のために、この頃は特に北海道でも、文部省あたりではいろいろ講習會、研究會を開いておるのであります。そういう方面に出席することとができません。無理に出席しようと思ふと、自費を以てするか、或いはPTAに過重な負担をかけなければならぬ。ない、こゝういふふうな実情があるのであります。そこでこの予算の不足といふことは、何が原因になつて現れておるか、この点について私は一つ觀察の面から考へて見たい。これは定員定額にせよ、六三建築の事情にせよ、先程申述べた通りの北海道の実情に合

ない点がある。これは北海道ばかりでなしに、全国的な問題だらうと思ふのであります。要するに教育予算の立て方が極めて実態に即さない。又非科学的である。殊に私は定員定額のあの政令の定め方などについては、相當これは科学的に根據のない、極めて當時の財政の事情によつて左右されたやうな建前で立てられておると思ふのであります。そういうことが大きな原因をしておる。もつと教育予算を立てる場合には、少しこの実態なり、科学的な立場に立つて行つたならば、相當これは關係方面をも納得させて、教育予算を増して行くことができるのではなからうか。こゝういふことが考えられるのであります。そういうことについて、この觀察から今後文部省においても十分研究せられて教育予算の獲得といふことを考へて欲しい。

大体以上を以ちまして私の報告を終りたいと思ふのであります。尚、河野君において補足されんことを希望いたします。

○委員長(田中耕太郎君) 只今御報告頂きました松野、若木両委員の御報告につきまして、御発言ございませんでしようか。別に御発言がございませんければ、本件はこの程度にいたして置きたいと思ひます。速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(田中耕太郎君) 速記を始め。それじや別に御発言ございませんければ……

○藤田芳雄君 請願、陳情の書面が大部沢山出ておりますが、それを処理するために、本委員会に小委員会を設けて頂きたいと思ふのですが、皆さんの御賛成を得て、若しできまさらば、

その委員の指名は委員長長の御指名によりたいと思ふのですが、如何でしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) 只今の藤田君の御発言に御異議がないやうでありますから、委員長におきまして、さうに取計らうことにいたします。速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(田中耕太郎君) 速記を始め。

○松野喜内君 私立法案につきまして、我々慎重審議をいたし、殊に多方面の識者の意見を聞く必要があると考えます。よつて日にちもなないから、公聴会とまで行きませんか、参考のための關係者を喚んで頂き、意見を聞くことを提案いたします。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) 松野君の提案に御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) それではさう取計いたしますが、参考のために關係者から意見を聞く御願れにつきましては、如何いたしませうか。

〔委員長一任と呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) それでは、請願、陳情の小委員会なり、或いは又私学法案につきましての参考のために關係者から意見を聞く御願れにつきましては、理事の方々と御相談申し上げまして、適當に取計りたいと存じます。

では、今日の委員会はこれで以て散会いたします。

午後二時四十五分散会

出席者は左の通り。	田中耕太郎君
委員長	若木 勝藏君
理事	松野 喜内君
	藤田 芳雄君
委員	河野 正夫君
	左藤 義詮君
	梅原 眞隆君
	堀越 儀郎君
	三島 通陽君
	山本 勇造君
	鈴木 憲一君
	岩間 正男君
國務大臣	高瀬莊太郎君
文部大臣	
十一月十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。	
一、私立学校法案	
私立学校法案	
第一章 總則(第一條―第四條)	
第二章 私立学校に關する教育行政(第五條―第二十四條)	
第三章 学校法人	
第一節 通則(第二十五條―第二十九條)	
第二節 設立(第三十條―第三十四條)	
第三節 管理(第三十五條―第四十九條)	
第四節 解散(第五十條―第五十八條)	
第五節 助成及び監督(第五十九條―第六十三條)	
第四章 雜則(第六十四條―第六十五條)	
第五章 罰則(第六十六條―第六十七條)	
附則	
第一章 總則	
(この法律の目的)	
第一條 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。	
第二條 私立学校に關する教育行政及び学校法人については、法律に別段の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。	
(定義)	
第三條 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に規定する学校をいう。	
4 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。	
(所轄庁)	
第四條 この法律中所轄庁とあるのは、私立大学以外の私立学校及びこれを設置する学校法人については都道府県知事、私立大学、私立大学を設置する学校法人及び私立大学以外の私立学校と私立大学とをあわせ設置する学校法人について	

ては文部大臣とする。

第二章 私立学校に関する教育行政

(所轄庁の権限)

第五條 所轄庁が学校教育法の規定に基づき私立学校について有する権限は、左の各号に掲げるものとす。

- 一 私立学校の設置廃止（高等学校の通常の課程、夜間において授業を行う課程及び特別の時期及び時間において授業を行う課程、大学の学部及び大学院、盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部の設置廃止並びに学校教育法第四十五條（同法第七十條及び第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による通信教育の開校廃止を含む。）及び設置者の変更の認可を行うこと。

- 二 私立学校が、法令の規定に違反したとき、法令の規定に基づく所轄庁の命令に違反したとき、又は六月以上授業を行わなかつたとき、その閉鎖を命ずること。

(報告書の提出)

第六條 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に必要なる報告書の提出を求めることができる。

(都道府県知事の事務)

第七條 都道府県知事は、この章に規定するもののほか、私立大学以外の私立学校に関して、左の事務を行う。

- 一 教育職員免許法（昭和二十四

年法律第四百七号）及び教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）の規定に基づいて行う校長、園長及び教員の免許状に関する事務

- 二 学校教育法の規定に基づき文部大臣の定める基準に従つて行う教科用図書検定

（私立学校審議会又は私立大学審議会に対する諮問）

第八條 都道府県知事は、私立大学以外の私立学校について、第五條各号に掲げる事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聞かなければならぬ。

- 2 文部大臣は、私立大学について、第五條各号に掲げる事項（学校教育法第六十條第一項の規定により大学設置審議会に諮問すべき事項を除く。）を行う場合においては、あらかじめ、私立大学審議会の意見を聞かなければならぬ。

(私立学校審議会)

第九條 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。

- 2 私立学校審議会は、私立大学以外の私立学校及び私立各種学校に関する重要事項について、都道府県知事に建議することができる。

(委員)

第十條 私立学校審議会は、十人以上二十人以内において都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。

- 2 委員は、左の各号に掲げる者の

うちから、都道府県知事が任命する。

- 一 当該都道府県の区域内にある私立の小学校、中学校若しくは高等学校の校長、私立幼稚園の園長、これらの学校の教員又はこれらの学校を設置する学校法人の理事

二 学識経験のある者

- 3 都道府県知事は、前項第二号に規定する者のうちから任命される委員の数が同項第一号に規定する者のうちから任命される委員の数の三分の一以内になるように、それぞれの定数を定めなければならない。

- 4 都道府県知事は、第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数のうちの一人を、同号の規定にかかわらず、当該都道府県の区域内にある私立の盲学校、ろう学校、養護学校若しくは各種学校の校長若しくは教員又はこれらの学校を設置する学校法人若しくは第六十四條第四項の法人の理事のうちから任命することができる。

- 5 第二項第一号又は前項に規定する者のうちから任命される委員のうち、校長若しくは園長又は教員である理事以外の理事のうちから任命される委員の数は、第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数の半数以内とする。

（委員候補者の推薦）

第十一條 都道府県知事は、前條第二條第一号に規定する者のうちから委員を任命する場合において、当該都道府県の区域内にある私立

大学以外の私立学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体で、これらの私立学校の総数の三分の二以上をもつて組織されるものがあるときは、当該団体の推薦する候補者のうちから当該委員を任命しなければならない。但し、当該団体は、その団体を組織するこれらの私立学校に在籍する児童、生徒及び幼児の数が当該都道府県の区域内にあるこれらの私立学校に在籍する児童、生徒及び幼児の総数の三分の二をこえるものでなければならない。

- 2 前項の規定により同項の団体が推薦する候補者の数は、前條第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数の一倍半以上とする。

- 3 都道府県知事は、一月を下らない期間を定めて、その期間内に第一項に規定する候補者を推薦することを同項の団体に對して求めるものとする。但し、当該期間内に推薦がないときは、第一項の規定にかかわらず、職権をもつて委員を任命することができる。

- 4 第一項の規定に該当する私立学校の団体が二以上あるときは、これを組織する私立学校が多数である団体に對して委員の候補者の推薦を求めるものとする。

- 5 前項の規定に該当する私立学校の団体が二以上あるときは、これらの団体に對してそれぞれ第二項に規定する員数の候補者の推薦を求めるものとする。

- 6 前五項の規定は、前條第二項第一号に規定する者のうちから任命

される委員に欠員を生じた場合における補充委員の候補者の推薦について準用する。此の場合において、第二項中「委員の定数」とあるのは、「補充委員の数」と読み替へるものとする。

（委員の任期）

第十二條 私立学校審議会の委員の任期は、四年とする。但し、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

（会長）

第十三條 私立学校審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選した者について、都道府県知事が任命する。

3 会長は、私立学校審議会の会務を総理する。

(委員の解任)

第十四條 都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。

(議事參與の制限)

第十五條 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一人以上に関する事件又は自己の關係する学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四條第四項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。但し、會議に出席し、發言することを妨げない。

（委員の費用弁償）

第十六條 私立学校審議会の委員

は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の費用は、都道府県の負担とする。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、都道府県の條例で定めなければならない。

(運営の細目)

第十七條 この法律に規定するものを除くほか、私立学校審議会の議事の手続その他その運営に關し必要な事項は、都道府県知事の承認を経て、私立学校審議会が定める。

(私立大学審議会)

第十八條 この法律の規定によりその権限に屬せしめられた事項を審議させるため、文部省に、私立大学審議会を置く。

2 私立大学審議会は、私立大学に關する重要事項について、文部大臣に建議することができる。

(委員)

第十九條 私立大学審議会は、二十人の委員をもつて、組織する。

2 委員は、左の各号に掲げる者のうちから、文部大臣が任命する。

一 私立大学の学長若しくは教員又は私立大学を設置する学校法人の理事

二 学識経験のある者

3 文部大臣は、前項第二号に規定する者のうちから任命される委員の数が同項第一号に規定する者のうちから任命される委員の数の三分の一以内になるように、それぞれの定数を定めなければならない。

4 第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員のうち、学長又は教員である理事以外の理事のうちから任命される委員の数は、同号に規定する者のうちから任命される委員の定数の半数以内とする。

ちから任命される委員のうち、学長又は教員である理事以外の理事のうちから任命される委員の数は、同号に規定する者のうちから任命される委員の定数の半数以内とする。

(委員候補者の推薦)

第二十條 文部大臣は、前條第二項第一号に規定する者のうちから委員を任命する場合において、私立大学の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体で、私立大学の総数の三分の二以上をもつて組織されるものがあるときは、当該団体の推薦する候補者のうちから当該委員を任命しなければならない。但し、当該団体は、その団体を組織する私立大学に在籍する学生の数が私立大学に在籍する学生の総数の三分の二をこえるものでなければならない。

2 第十一條第二項から第六項までの規定は、私立大学審議会の委員の候補者の推薦について準用する。

この場合において、同條第三項中「都道府県知事」とあるのは「文部大臣」と、同條第四項及び第五項中「私立学校」とあるのは「私立大学」と読み替えるものとする。

(委員の免職)

第二十一條 文部大臣は、私立大学審議会の委員をその意に反して免職し、又は懲戒処分として免職しようとするときは、私立大学審議会の意見を聞かなければならない。

(委員の費用弁償)

第二十二條 私立大学審議会の委員は、非常勤とする。

2 委員は、その職務に対して報酬を受けない。但し、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が、大蔵大臣に協議して定める。

(庶務)

第二十三條 私立大学審議会の庶務は、文部省管理局において処理する。

(準用規定)

第二十四條 第十二條、第十三條、第十五條及び第十七條の規定は、私立大学審議会について準用する。この場合において、第十三條第二項及び第十七條中「都道府県知事」とあるのは、「文部大臣」と読み替えるものとする。

第三章 学校法人

第一節 通則

(資産)

第二十五條 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

(収益事業)

第二十六條 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は私立大学審議会の意見

を聞いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

3 第一項の事業に關する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に關する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第二十七條 学校法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第二十八條 学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

3 登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

(準用規定)

第二十九條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三條及び第四十四條の規定(法人の権利能力及び不法行為能力)は、学校法人について準用する。

第二節 設立

(申請)

第三十條 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少くとも左に掲げる事項を定め、文部省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は私立大学審議会の意見を聞かなければならない。

(寄附行為の補充)

第三十二條 学校法人を設立しよう

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称

四 事務所の所在地

五 役員に關する規定

六 評議員会及び評議員に關する規定

七 資産及び会計に關する規定

八 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に關する規定

九 解散に關する規定

十 寄附行為の変更に關する規定

十一 公告の方法

2 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。

3 第一項第九号に掲げる事項中に残余財産の帰屬すべき者に關する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

(認可)

第三十一條 所轄庁は、前條第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五條の要件に該當しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反してないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は私立大学審議会の意見を聞かなければならない。

(寄附行為の補充)

第三十二條 学校法人を設立しよう

九

とする者が、その目的及び資産に
関する事項を除くほか、第三十條
第一項各号に掲げる事項を定めな
い。死亡した場合には、所轄庁
は、利害関係人の請求により、こ
れらの事項を定めなければならない
い。

2 前條第二項の規定は、前項の場
合に準用する。

(設立の時期)

第三十三條 学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をするに因つて成立する。

(準用規定)

第三十四條 民法第四十一條(贈與、遺贈の規定の準用)、第四十二條(寄附財産の帰屬)及び第五十一條(寄附財産目録)(法人設立の時に關する部分に限る。)の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、同法第四十二條第一項中「法人設立ノ許可アリタル時」とあるのは、「学校法人成立の時」と読み替へるものとする。

第三節 管理

(役員)

第三十五條 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。
2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

(業務の決定)

第三十六條 学校法人の業務は、寄附行為に別段の定がないときは、理事の過半数をもつて決する。

(役員職務)

第三十七條 理事は、すべて学校法

人の業務について、学校法人を代表する。但し、寄附行為をもつてその代表権を制限することができ

2 理事長は、この法律に規定する職務を行い、その他学校法人内部の事務を總括する。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、寄附行為の定めるところにより、他の理事が、理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

4 監事の職務は、左の通りとする。
一 学校法人の財産の状況を監査すること。
二 理事の業務執行の状況を監査すること。

三 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した結果不整の点のあることを発見したとき、これを所轄庁又は評議員会に報告すること。
四 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
五 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べること。

(役員職務)

第三十八條 理事となる者は、左の各号に掲げる者とする。
一 当該学校法人の設置する私立学校の校長(学長及び園長を含む。以下同じ)。
二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(寄附行為をもつて定められた者を含む。

以下本項及び第四十四條第一項において同じ)。

三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 学校法人が私立学校を二以上設置する場合に、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができ

3 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

4 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人をこえて含まれることになつてはならない。
5 学校教育法第九條(校長及び教員の欠格事由)の規定は、役員に準用する。

(役員職禁止)

第三十九條 監事は、理事又は学校法人の職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ)と兼ねてはならない。

(役員職補充)

第四十條 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(評議員会)

第四十一條 学校法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。評議員会に、議長を置く。

4 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から會議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

6 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

7 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

8 第四十二條 左に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。
一 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く)及び重要な資産の処分に関する事項
二 寄附行為の変更
三 合併
四 第五十條第一項第一号(評議員会の議決を要する場合を除く)及び第三号に掲げる事由に因る解散
五 収益を目的とする事業に関する重要事項
六 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとすることができる。

第四十三條 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第四十四條 評議員となる者は、左の各号に掲げる者とする。
一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもののうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 前項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
(寄附行為変更の認可)

第四十五條 寄附行為の変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(評議員会に対する決算の報告)

第四十六條 決算は、毎会計年度終了後二月以内に、理事長において、評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付)

第四十七條 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備え置かなければならない。

(會計年度)

第四十八條 学校法人の會計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

(準用規定)

第四十九條 民法第五十四條から第五十七條までの規定(代表権の制限及び委任、仮理事、特別代理人)は、学校法人について準用する。この場合において、同法第五十六條中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「所轄庁は、利害關係人の請求により、又は職権をもつて」と読み替へるものとする。

第四節 解散

(解散事由)

第五十條 学校法人は、左の事由に因つて解散する。

- 一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められていた場合には、その議決
- 二 寄附行為に定めた解散事由の発生
- 三 目的たる事業の成功の不能
- 四 学校法人又は第六十四條第四項の法人との合併
- 五 破産
- 六 第六十二條の規定による所轄庁の解散命令

- 2 前項第一号及び第三号に掲げる事由に因る解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第三十一條第二項の規定は、前項の認可又は認定の場合に準用する。
- 4 清算人は、第一項第二号又は第

五号に掲げる事由に因つて解散した場合においては、所轄庁にその旨を届け出なければならぬ。

(残余財産の帰属)

第五十一條 解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時に、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

3 国は、前項の規定により国庫に帰属した財産(金銭を除く。)を私立学校教育の助成のために、学校法人に対して譲與し、又は無償で貸し付けるものとする。但し、国は、これに代えて、当該財産の価額に相当する金額を第五十九條第一項の規定による補助金として支出することができる。

4 第二項の規定により国庫に帰属した財産が金銭である場合には、国は、その金額について前項但書の処置をとるものとする。

5 第二項の規定により国庫に帰属した財産(金銭を除く。)は、文部大臣の所管とし、第三項本文の処分は、文部大臣が行う。但し、当該財産につき同項但書の処置がとられた場合には、当該財産を大蔵大臣に引き継がなければならない。

(合併手続)
第五十二條 学校法人が合併しようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。但し、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。

第五十三條 学校法人は、前條第二項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

らない。

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第五十三條 学校法人は、前條第二項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、且つ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

第五十四條 債権者が、前條第二項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相當の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。

第五十五條 合併に因り学校法人を設立する場合においては、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第六十四條第四項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)
第五十六條 合併後存続する学校法人又は合併に因つて設立した学校法人は、合併に因つて消滅した学校法人又は第六十八條第四項の法人の権利義務(当該学校法人又は第六十四條第四項の法人がその行う事業に關し所轄庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十七條 学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併に因つて設立する学校法人の主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることにより効力を生ずる。

(準用規定)

第五十八條 民法第七十條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項(届出に關する部分に限る。及び第七十八條から第八十三條まで(法人の解散及び清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十六條から第三十七條ノ二、第三百六條から第三百七條ノ二、第三百三十八條(法人の清算の監督)の規定は、学校法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七條第二項及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁」と読み替へるものとする。

第五節 助成及び監督

(助成)
第五十九條 国又は地方公共団体は、教育の振興に必要があると認める場合には、私立学校教育の助成のため、文部省令又は当該地方公共団体の條例で定める手続に従つて援助を申請した学校法人に対し、補助金を支出し、又は通常の條件よりも学校法人に有利な條件

で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。但し、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)及び地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第八條第一項の規定の適用を妨げない。

2 国又は地方公共団体は、前項又は第五十二條第三項の規定により学校法人に助成をするについては、当該学校法人の設置する私立学校の備えている條件について、その助成の目的を有効に達し得るかどうかを審査しなければならない。

3 所轄庁は、第一項又は第五十一條第三項の規定により助成を受ける学校法人に対して、左の各号に掲げる権限を有する。

- 一 助成に關し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務又は會計の状況に關し報告を徴すること。
- 二 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不適当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。
- 三 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基く所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合には、当該役員を解任をすべき旨を勧告すること。

4 国又は地方公共団体は、第一項又は第五十一條第三項の規定により学校法人に対して助成をした場合において、当該学校法人の設置する私立学校が助成決定の際備えていた條件を欠き、助成の継続を

不適当とするに至つた旨の所轄庁の認定があつたとき、及び当該学校法人が前項の規定による所轄庁の措置に従わなかつたときは、その後の助成をやめるものとする。

5 文部大臣又は地方公共団体の長は、国又は当該地方公共団体が第一項又は第五十一條第三項の規定により学校法人に対してした助成がその目的を有効に達しているかどうかについて、所轄庁に対し意見を述べることが出来る。

6 所轄庁は、第三項第二号若しくは第三号又は第四項の規定による措置又は認定をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解職しようとする役員に対して弁明の機会を與えるために通知するとともに、私立学校審議会又は私立大学審議会の意見を聞かなければならない。この場合において、当該学校法人の理事若しくは当該役員又はその代理人は、所轄庁に対し、又は私立学校審議会若しくは私立大学審議会に出席して弁明することが出来る。

(免稅)
第六十條 学校法人の所得で収益を目的とする事業から生じたものの以外のものについては、所得税及び法人税を課さない。

(収益事業の停止)
第六十一條 所轄庁は、第二十六條第一項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることが出来る。

一 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。
二 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。
三 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。

(解散命令)
第六十二條 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることが出来る。

(聽聞等)
第六十三條 第五十九條第六項の規定は、前二條の規定による処分の場合に準用する。

第四章 雜則
第六十四條 第四條から第六條まで及び第八條第一項の規定は、私立各種学校について準用する。この場合において、第四條及び第八條第一項中「私立大学以外の私立学校」とあるのは、「私立各種学校」と読み替へるものとする。

2 学校法人は、学校のほかに、各種学校を設置することが出来る。
3 前項の規定により各種学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、私立各種学校を含むものとする。

4 各種学校を設置しようとする者は、各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することが出来る。

5 第三章の規定(同章に関する罰則の規定を含む)は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立各種学校」と読み替へるものとする。

6 学校法人及び第四項の法人は、寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、それぞれ第四項の法人及び学校法人となることが出来る。

7 第三十一條及び第三十三條(第五項において準用する場合を含む)の規定は、前項の場合に準用する。

(類似名称の使用禁止)
第六十五條 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。但し、前條第四項の法人は、この限りでない。

第五章 罰則
第六十六條 左の各号の一に該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律に基く政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。
二 第三十四條において準用する民法第五十一條第一項の規定による財産目録の備付を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第四十七條の規定による書類の備付を怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
四 第五十三條及び第五十四條第二項の規定に違反したとき。
五 第五十八條において準用する民法第七十條又は第八十一條第一項の規定による破産宣告の請求を怠つたとき。

六 第五十八條において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一條第一項の規定による公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。
七 第六十一條の規定による命令に違反して事業を行つたとき。
第六十七條 第六十五條の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附 則
1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 この法律施行の際現に民法による財団法人で私立学校(学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校を含む)を設置しているもの及び学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校で民法による財団法人であるもの(以下「財団法人」と總稱する)は、この法律施行の日から一年以内にその組織を変更して学校法人となることが出来る。
3 前項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となる

には、その財団法人の寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な寄附行為の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。この場合においては、財団法人の寄附行為に寄附行為の変更に関する規定がないときでも、所轄庁の承認を得て理事の定める手続により、寄附行為の変更をすることが出来るものとする。

4 前項の組織変更は、学校法人の主たる事務所の所在地において登記をすることに因つて効力を生ずる。

5 前項の規定による登記に關し必要な事項は、政令で定める。

6 この法律施行の際現に存する民法による財団法人で各種学校のみを設置しているものは、第二項の期間内にその組織を変更して第六十四條第四項の法人となることが出来る。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

8 第四條、第九條第二項、第十條第二項第一号、第十一條、第十八條第二項、第十九條第二項第一号及び第二十條の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学(大学予科を含む)、高等学校及び専門学校を含むものとする。

9 第十條第二項第一号及び第四項、第十五條並びに第十九條第二項第一号の規定中学校法人のうちには、第二項の期間中は、財団法人を含むものとする。

10 第二項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となつた場合において、当該財団法人が学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校を設置してゐたとき、又は同條の規定により存続する私立学校であつたときは、当該学校法人は、引き続き、当該学校を設置することができ、当該学校を置くことができる。

11 前項の規定により同項の学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、前項の学校を含むものとする。

12 第五條第一号中「学校教育法第四十五條（同法第七十條及び第七十六條において準用する場合を含む。）とあるのは、当分の間、「学校教育法第四十五條（同法第七十條及び第七十六條において準用する場合を含む。）及び第百五條」と読み替へるものとする。

13 第七條第二号に規定する教科用図書は、用紙割当制が廃止されるまでは、文部大臣が行ふ。

14 この法律施行後最初に任命される私立学校審議会及び私立大学審議会の委員のうち、半数（委員の定数が奇数に定められた場合には、その二分の一の數に生じた端數を切り捨てた數）の者の任期は、第十二條第一項（第二十四條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、二年とする。

15 前項の規定により任期を二年とする委員は、くじで定める。

16 学校法人及び第六十四條第四項

の法人が有しなければならない施設及び設備に関しては、第二十五條第二項（第六十四條第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、別に学校の施設及び設備の基準に關して規定する法律が制定施行されるまでは、なお従前の例による。

17 この法律施行の際現にその名称中に学校法人という文字を用いてゐる者は、第六十五條の規定にかかわらず、この法律施行後三月間は、なお従前の名称を用いることができる。

18 学校教育法の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「別に法律で定める法人」と「私立学校法第三條第四項に規定する学校法人（以下学校法人と稱する。）」に、同條第二項中「別に法律で定める法人」を「学校法人」に改める。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

第三十四條中「都道府県監督庁」

第二十四條第一項中「国語審議会（国語に關する事項を調査審議すること。）」を

「国語審議会
私立大学審議会
国語に關する事項を調査審議すること。
文部大臣の諮問に応じて私立大学及び私立大学を設置する学校
法人に關し私立学校法に規定する事項を調査審議し、並びに文部大臣に対して私立大学に關する重要事項を建議すること。」

20 登録税法（明治二十九年法律第二十七號）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「大日本育英

を「都道府県知事」に改める。

第八十四條に次の一項を加える。

前項の都道府県監督庁は、各種学校の教育を行うものと認められるものが私人の経営に係る場合には、都道府県知事とする。

第二百二條を次のように改める。

第二百二條 私立の盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園は、第二條第一項の規定にかかわらず、第二條第一項の規定にかかわらず、学校法人によつて設置されることを要しない。

私立学校法施行の際現に存する私立学校は、第二條第一項の規定にかかわらず、私立学校法施行の日から一年以内は、民法の規定による財団法人によつて設置されることが出来る。

19 文部省設置法（昭和二十四年法律第四十六號）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第四号中「別に私立学校に關して規定する法律」を「私立学校法（昭和二十四年法律第 号）」に改める。

会、」の下に「学校法人、」を、「大日本育英会法、」の下に「私立学校法、」を加える。

21 地方税法（昭和二十三年法律第

百十號）の一部を次のように改正する。

第六十三條第一項中「第三十四條の法人及び宗教法人」の下、並びに私立学校法（昭和二十四年法律第 号）第三條第四項の学校法人及び同法第六十四條第四項の法人」を加える。

第五條第六号ノハの次に次の一号を加える。

六ノ九 学校法人ノ発スル証書帳簿

昭和二十四年十二月三日印刷

昭和二十四年十二月五日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所